ラ一、七貫八百目　滑川御蔵相建申御入用、焼失ニ付相建申

天保八年

ロ一、百三拾目七分九厘　金谷御屋敷御修覆

ノ一、拾壱貫八匁七分四厘　竹之御間建修理

〃〃〃〃〃〃

天保九年

ロ一、拾四貫九百五拾八匁五分三厘　金谷御殿品々出来

ツ一、弐貫五百三拾目八分弐厘　蓮池御用所并御輿置所相建

ツ一、七百壱匁弐分四厘　同所御門外御鎖口番等詰所出来

ロ一、七拾壱匁弐分九厘　真龍院様向山へ御出ニ付御橋等

〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

ロ一、弐百四十四匁三分　金谷御殿塵芥箱等出来

ソ一、弐拾壱貫六百九拾七匁三分四厘（帳ナシ）越中境御関所建修理

ナ一、弐貫八百四拾目　●滑川御高札場等類焼ニ付建直し御入用

ナ一、壱貫目　●同所御蔵番人御貸家右同断

ラ一、弐拾九貫九百目　●同所御蔵類焼ニ付建直し三筋　○

ムナ一、四百五拾五匁五分九厘　●小杉御高札場類焼ニ付建直し

ナラ一、五貫八百三拾五匁三分七厘　○能州飯田村御蔵建直し　○

ロ一、九百四拾八匁壱分九厘　真龍院様御道筋御修覆

〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

ヤ一、拾弐貫七百三拾六匁　如来寺両院再建

（貼紙）「文政十一年」

ロ一、壱貫九百拾四匁　金谷御広式屋ね御修覆

文政十二年

ウ一、弐貫四百九拾四匁六分七厘　⊙竹沢御屋敷雪下シ御入用

ウ一、六貫六百九拾弐匁壱分八厘　伏木御土蔵所替御入用

ウ一、三拾七匁六分七厘　鶴林寺雪下シ

ウ一、三拾九匁五分六厘　竹沢御鎮守雪下シ

ウ一、九貫弐百九拾七匁七分三厘　御城中雪下シ

ウ一、弐拾七匁六分五厘　外作事方雪下シ

ウ一、四貫六百八拾六匁七分三厘　寺社方所々雪下シ

天保元年

ワ一、四貫四百八拾六匁弐分壱厘　福浦并狼煙御武具土蔵新出来

キゞナ一、弐拾四貫弐百拾七匁五分三厘　竹沢御建物御取畳御入用

天保二年

キツ一、弐貫百拾壱匁七分三厘　公事場牢屋狭間等御修覆

ナゞ一、拾五貫百八拾九匁八分五厘　魚津三浦又蔵御貸屋焼失ニ付出来御入用

ナ一、壱貫三百三拾五匁五分　同所御高札場焼失ニ付出来

[1－2]（24×64.5cm、二枚貼継）

天保三年

ワ一、三貫五百九十弐匁九分三厘　（ヲ）奥納戸御土蔵建修里

レ一、七拾壱貫四百六拾壱匁七分四厘黒津舟御再建并仮小屋御入用（ヤシキ）

ノ一、六貫四百四十三匁四分六厘　御居間書院建修理

天保四年

ロ一、四百壱匁三分九厘　金谷御居宅御修覆

ロ一、三貫七百八拾三匁三分弐厘　同所仮雪垣新出来

チ一、拾五貫五百五拾目　（センキ）土清水搗蔵火事損建修里

子一、四貫三百五拾目　越中大岩日石寺仁王門相立

天保五年

ロ一、八百弐匁七分八厘　金谷御屋敷御修覆

ソ一、八貫六百七匁　（ヲ）細工所役所建直し

ラゞム一、弐貫百三拾五匁壱分九厘　◯能州輪嶋御塩蔵所カヘ相建御入用

ラ一、拾五貫六百弐匁三分弐厘　◯越中滑川西御蔵類（焼）失ニ付四間ニ二十間壱筋（弐筋）相建

天保六年

ロ一、三百四拾弐匁六分弐厘　◉金谷御屋敷所々雪下シ

ウ一、三貫六百四拾三匁八分弐厘　◉御城中所々雪下シ

ロ一、百弐拾弐匁三厘　金谷御屋敷御修覆

ウ一、九百五拾九匁六分五厘　竹沢御屋敷所々雪下シ

天保七年

ワ一、弐貫三百目　高岡瑞龍寺宝蔵建替

[1－5]（24×65cm、二枚貼継）

ノ一、七貫七百七十四匁五分　御帰（キ）城前御次内御修覆
但シ折上之間ヲ敷台（カ）後廊下御見物所後
廊下等

四十七貫弐百三十七匁五分壱厘　滑川御蔵壱筋
五十三貫七十弐匁八分八厘
ム一、弐拾三貫五百七拾弐匁八分八厘
七貫九百七拾目五分六厘　遠所御蔵建直シ所替等

(2) 作事関係の建物修築経費の年次別書上（文化11～天保9年）

［1－6］（16×6cm）
ル一、弐拾五貫目　石川御櫓［　］建直し
一、拾四貫四拾目　如来寺［　］
（下欠）

［1－6］（26×6cm）
ワ一、六貫五百三拾六匁弐分（センキ）　御普請会所土蔵新出来
文化十二年

［1－9］（24×62cm、二枚貼継）
文政元年
文政二年
ヨ一、三拾三貫八百七拾五匁八分弐厘御楽屋銅屋ね葺替御入用
タ一、七拾七貫八百拾六匁　陽広院様御霊堂
タ一、三貫三百八拾壱匁六分弐厘　右同断御棟上御規式
文政三年
ヲ一、六百目　御算用場之内御仕法所建出シ（直カ）
ヲ一、壱貫百目　右同所定検地役所建替
文政四年
ワ一、五貫七百九十三匁七分八厘　金谷御広式御土蔵御修覆
ワ一、八貫九百六十九匁弐分壱厘　二之御丸切手御門脇御土蔵相建
ク一、五拾四貫百拾七匁五分三厘　高岡古御城御門等御修覆
ワト一、弐拾六貫五百六匁弐分七厘　玉泉院様丸御武蔵（貞土脱）相建
ソ一、五貫弐百七拾五匁八分七厘　高岡町会所相建
文政五年
文政六年
一、八貫四百五十四匁三分四厘　竹沢御殿御普請用材木
ロ一、八貫八百八拾目七分九厘　玉泉院様丸おひて木割
金谷御屋敷御表廻御取畳
文政七年
レ一、五拾九貫四百九拾九匁六分壱厘学校御鎮守御造営御入用
文政八年
一、六貫七拾四匁八分壱厘　竹沢御屋敷御修覆御入用
ソ一、拾六貫七百三拾六匁五分五厘　会所役所立替
ツ一、四貫三百弐拾弐匁四分壱厘　竹沢綿羊小屋金谷江移替
一、拾六貫七百三拾六匁［　］　会所役所建替御入用
ヲ一、九貫六百七拾弐匁五分弐厘　瑞龍寺塔司亀占庵建直し

［1－3］（24×64cm、二枚貼継）
ツ一、弐貫百四拾目壱分　公事場窄屋御修覆
ツ一、弐貫五百七拾七匁三分八厘　右同断
ヲ一、七貫三百七拾壱匁九厘　繁久寺庫裏建直し

リ一、五拾貫目〃〃〃〃〃
ヌ一、五貫目
ル一、弐拾五貫目
ヲ一、三拾六貫八拾三匁六分壱厘
七(カ)瑞龍寺御法事
外御殿桐之間銅屋根被仰付候御入用
外石川御櫓建直シ等
外如来寺庫裏建直シ
桃雲寺庫裏建直シ
」
」

名倉氏採取文書
［1－1］（24×65cm、二枚貼継）

三〃三〃二〃九〃九〃四〃（後筆）「二」
ワ一、弐拾弐貫弐百九拾三匁五分壱厘二之御丸切手御門脇御土蔵相建遠〃
三拾八貫九〃八〃五〃六〃九〃所御土蔵等建直等〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
（後筆）「一」御普請会所土蔵新出来
（後筆）「三」福浦ノロシ（後筆）「三ノ二」○セ御武具土蔵相建
（後筆）「四」金谷御広式御土蔵御修覆五貫七百九十三匁七分八厘
（後筆）「八」
三十六貫九百廿弐匁八分七厘〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
惣〆四十二貫七百十六匁六分五厘
（後筆）「五」高岡瑞龍寺宝蔵
（後筆）「六」宝形ヲトソ
（後筆）「七」奥納戸土蔵建修理

カ一、弐拾五貫百目
セ御神忌ニ付御宮、神護寺御修覆
ヨ一、三拾三貫八百七拾五匁八分弐厘
外御楽屋鉛屋根フキカヘ
タ一、七拾七貫八百拾六匁〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
八拾貫八百九拾七匁六分弐厘
外陽広院様御霊堂等相建
レ一、百三拾貫九百六拾壱匁三分五厘
外学校御鎮守御造営、黒津舟御再建
并仮屋
ソ一、四拾七貫四拾目八分九厘〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
五〃二〃三百十六匁七分六厘
入会所役所并御細工所建替、境御関所建修覆センキ、高岡町会所建替
ツ一、拾弐貫弐百七拾壱匁九分弐厘〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
十四貫三百八十三匁六分五厘
外竹沢綿羊小屋、金谷へ移カヘ、公事場牢屋等御修覆、并ゴキサマ御修覆、蓮池御コシ置所御用分相建
子一、四貫三百五拾目
外大岩日石寺仁王門
ナ一、二十四貫二百十七匁五分三厘〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
十六貫五百卅五匁五分〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
二十貫八百弐十目六分四厘
外竹沢御取畳御入用
一、魚津三浦又蔵
御かし屋出火焼失付出来〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
二、同所御高札場焼失同断
三、小杉御高札場焼失ニ付建直し
四、滑川高札場焼失建直し
五、同所番人御かしや共
ラ一、六拾六貫三百弐拾弐匁九分六厘
輪島御蔵所かへ〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
遠所御蔵等焼失ニ付相建等滑川御蔵焼失ニ付建直し、三筋カ能州飯田村御蔵建直し

検討した結果、

（1）作事関係の建物修築経費の総括記録（文化～天保年間）

1―4 → 1―1

（2）作事関係の建物修築経費の年次別書上（文化11～天保9年）

1―6 → 1―9 → 1―3 → 1―2 → 1―5

の二つのグループにまとめることが妥当と推考されたので、紹介は上記の配列で行った。2番目以下の封筒には、文化年間から天保年間の城内および城外建造物の造営費用、部材・内装の購入手続等に関する算用記録、藩関係作事に雇用された大工・絵師・飾金具職人などに関する支払記録や、納品した商人たちの請取状等が多数含まれていた。城内建物の再建・修築年次や修築経費を記録した部分に、新発見の事実が含まれており、今後の金沢城調査研究にとって、きわめて重要なものといえる。さきに刊行した文化六～七年の二ノ丸御殿再建の記録『御造営方日並記』と関連する内容も散見される。名倉氏の解読原稿は一二〇枚以上あり、今後、原本校合と復元作業を併行してすすめ、仮目録等の作成につなげたいと考えている。

3、史料紹介

・史料の翻刻にあたり、原則として常用漢字で表記したが、一部、変体仮名や近世古文書独特の略体・異体の文字を使用した。

・本文書には朱筆と抹消点が多数あり、その注記を細かく行うと煩雑となるので、朱書きについては、本文にアミかけを施し、抹消点は左に「〻〻」で示した。

（1）作事関係の建物修築経費の総括記録（文化～天保年間）

［1―4］（24×65.5cm、二枚貼継）

御城方桐箱

イ一、九百九拾目四分

ロ一、五拾貫九百六十九匁九分八厘
六拾八貫七百六拾三匁七分六厘　外　金谷御取畳并御修覆等住居替トモ

文化　七年　御仏間国本智光院へや（カ）
文化十四年　御屋敷屋ね御修覆ステ、カへ
文政　四年　金谷御広式御土蔵御修覆
同　五年　御表廻御畳かへ等
文政十一年　金谷御広式屋ね
天保　四年　仮雪垣等
同　五年　御修覆

ハ一、弐拾弐貫九百八拾三匁六分　外　御規式御能御用

ニ一、五拾七貫目　外　越後屋敷御建物相建

ホ一、四拾三貫七百目
三　八　弐　外　七拾間御長屋等建修理
同所ツ、キ玉蔵

ヘ一、五拾貫九百五拾目
三拾八貫九百五拾目　外　崩多御門建修理
金谷御門

ト一、三拾七貫五百六匁弐分七厘　外　（崩多御門続御武具土蔵等
玉泉院様御丸御武具土蔵
此分ワ印入ル也

チ一、三拾四貫四百四拾壱匁三分三厘　外　土清水塩硝蔵相建、
土清水塩硝搗蔵建直シ
相建并々直シ火事損ニ付建直し共
同所蔵火事損ニ付建修理

【資料紹介】

金沢城作事所に関する断簡資料（1）

―名倉氏採取襖下張文書（金沢大学文学部日本史研究室蔵）―

木越　隆三

1、「名倉氏採取襖下張文書」発見に至る経緯

一九七三年頃、当時金沢大学法文学部四年生であった名倉慎一郎氏（史学科国史専攻）が、金沢市内の旧御小人町にあった下宿の襖の下張りの中から古文書を発見した。それが、ここで紹介する「名倉氏採取襖下張文書」と命名した古文書である。名倉氏は金沢大学史学科の井上鋭夫教授の指導のもと、プールで水にさらしたのち丁寧にはがし、当時史学科助手であった西節子氏（中野節子助教授）らの指導のもと解読した結果、金沢城の作事に関する史料であるとわかった。この事は当時、新聞記事に取り上げられ話題になったが、やがて、この史料の存在は次第に忘却されていったようである。

その後、この襖下張文書は、金沢大学文学部日本史研究室の所有となり、日本史研究室で保管されていた。東京大学文学部の吉田伸之教授らによる、加賀藩江戸本郷邸の発掘調査に関連した絵図・文献調査が一九八四年から始まると、この襖下張文書の存在を知った杉森哲也氏・宮崎勝美氏らが、本資料の所在等について調査し、静岡県で教職についていた名倉氏より、この襖下張文書の解読原稿を入手している。しかし、史料原本の行方まで確認できなかったため、本文書の存在は公表されないまま一五年以上の歳月を経ることになった。

ところが、名倉氏の解読原稿を所持していた東京大学史料編纂所教授宮崎勝美氏が、金沢城調査研究（絵図・文献）専門委員会委員に就任されたことを契機に、この襖下張文書は金沢城造営に関する重要資料であることから原本の所在を調べてもらえないかと、二〇〇三年、金沢城研究調査室へ依頼されたのであった。金沢城研究調査室では、解読原稿のコピーをもとに関係者に聞き取り調査したところ、金沢大学文学部日本史研究室に保管されていることが、二〇〇四年四月、金沢大学の笠井純一教授によって確認されたので、同年九月、金沢城調査研究（絵図・文献）専門委員会による史料調査が、金沢大学文学部の協力を得て実施された。この史料紹介は、この史料調査を踏まえて行うものであり、調査に協力頂いた、笠井純一教授・中野節子助教授ならびに日本史研究室の学生諸氏に感謝申し上げたい。なお原本調査に参加した絵図・文献専門委員・室員は下記の通りである。

脇田修（委員長）・田畑勉・宮崎勝美・中野節子（以上、専門委員）
木越隆三・石野友康（以上金沢城研究調査室員）

2、名倉氏採取襖下張文書の概要

「名倉氏採取襖下張文書」はいずれも断簡史料であり、どこまでを一点の文書とするか確定できないものもあり、まだ調査途上にある。したがって、史料点数は約一〇〇点と概数で示すほかない。二〇〇四年九月の調査では、グループごとに10個の封筒に入れられた現況のまま、仮の撮影（デジタル）を行い、解読原稿との対照を行うに止まった。今後、現状の封筒ごとに付された整理番号を尊重しつつ、断簡文書相互の関連を探り、出来るだけ元の古文書復元につながる分類を目指したいと考えている。そのため、今回は許された紙面の中で最初の封筒に収納された10点の断簡史料の中から7点選び紹介した。10点の断簡に、1―1から1―10までの整理番号が付されているが、今回、原本と照合し、内容を